

鮭川村中央公民館社会開放事業 利用の手引き

- 1 開放箇所 体育室、図書閲覧室
- 2 開放日時 午前9時～午後5時
※いずれも予約の無い上記時間内で開放します。
※休館日（12月29日から1月3日）及び祝日の月曜日を除いて毎日ご利用できます。
- 3 対象者 鮭川村に住所のある高校生以下の方。
※未就学児のお子さんが利用する場合は、保護者の同伴をお願いいたします。
- 4 使用の流れ
 - ① 中央公民館窓口にて社会開放での使用を申し出てください。
 - ② 「社会開放事業受付票」に必要事項を記入し、窓口に提出ください。
 - ③ 使用後は清掃等の原状回復を行い、窓口に申し出てください。
- 5 注意事項
 - ① 体育室や図書閲覧室は譲り合って利用しましょう。利用中のトラブル等については自己責任となりますのでご了承ください。なお、小・中学生については保護者の責任において、利用くださいますようお願いいたします。
 - ② 受付票は太線内の項目をもれなく正しく記入してください。記入漏れや虚偽記載が発覚した場合は事業を休止する場合がありますので注意してください。
 - ③ 予約状況によって使用できる時間が異なるので、事前に確認を行った上でご利用ください。
 - ④ 体育室は飲食禁止（水分補給は除く）となります。飲食はロビーをお願いいたします。
 - ⑤ 使用中に施設設備や備品等の破損・汚損が生じた場合、または事件・事故等緊急事態が生じた場合は、速やかに事務室に報告してください。
 - ⑥ 緊急時は受付票に記載された電話番号に連絡することがあります。ご理解とご了承をお願いします。
 - ⑦ 利用後は片付け、清掃等の原状回復を行ってください。
 - ⑧ ルールを守っていただけない場合は、事業を停止することがあります。
 - ⑨ 体育室は「社会開放事業体育室をご利用の皆様へ」の内容を守ってご利用ください。
 - ⑩ ご不明な点は窓口までお願いします。

問合せ先

鮭川村中央公民館（鮭川村教育委員会 教育課 生涯学習係）

電話 0233-55-3051